

平成24年10月30日

北九州市・福岡市・熊本市

第2回 九州3政令指定都市市長会議 確認事項

北九州市・福岡市・熊本市3市間の連携について協議するため、本日、熊本市役所において第2回「九州3政令指定都市市長会議」を開催しました。

今回の会議では、大都市制度等をめぐる国・地方の最近の動向や、第1回の会議において3市長が立ち上げに合意した「九州3政令指定都市による大都市制度研究会」におけるこれまでの議論の経過報告を踏まえた大都市制度の共同研究の方向性について、3市長で意見交換を行い、以下の点を確認しました。

<大都市制度の研究に関する九州3市の基本的な考え方>

- 九州3市は、住民に身近で総合行政が可能な基礎自治体に権限を集約し、必要がある場合に限って広域自治体や国が補完するという「基礎自治体優先の原則」をこれまで以上に徹底し、住民に身近な基礎自治体として、また、道府県並みの権限や行政体制を有する大都市として、さらなる権限移譲の推進、広域連携の強化、住民自治の充実に積極的に取り組んでいくこと。

- 九州3市は、これまでも九州市長会が進める九州府構想の制度設計に検討メンバーとして積極的に取り組んできており、九州各県の枠組みが廃止され「九州府」に移行した場合の、大都市のあり方や九州全体の更なる成長を牽引する役割などについて議論を深めることで、九州府構想を補完していくこと。

- こうした方向性を踏まえた「九州3政令指定都市による大都市制度研究会 基本的考え方」の内容に沿って、中長期的な視点からの、「九州府」が担うべき事務と大都市が担うべき事務の整理や、短期的な視点からの、優先的に移譲を受けるべき事務・権限やその課題、必要な税財源の移譲についての具体的な整理など、さらに検討を進めていくこと。

(参考：九州3政令指定都市による大都市制度研究会 基本的考え方 概要)

1. 大都市制度の研究に関する基本的な考え方

<権限移譲の推進について>

- ・ 現在、県が担っている役割のうち、道州制を見据え、真に広域自治体（九州府）が担わなければならない役割以外は、全て大都市の役割とし、包括的に事務・権限を移譲することを基本とする。
- ・ その上で、住民サービスの向上、大都市の一体的・総合的な行政運営、大都市の自主的・自立的なまちづくり・産業振興といった観点から、優先的な事務・権限の移譲を求めていく。
- ・ あわせて、大都市の役割分担に見合った自主財源を保障するため、都道府県からの事務・権限の移譲に応じた税財源の移譲も必須。

<広域連携の強化について>

- ・ 大都市は、周辺市町村を含めた都市圏全体、さらには九州全体への貢献を果たすことが求められていると認識しており、住民サービスの向上、都市圏全体の一体的発展といった観点から、さらに積極的に周辺市町村との広域連携を推進していくことが重要。

<住民自治の充実について>

- ・ 大都市は、真に住民に必要なサービスを自らの責任で自主的かつ自立的に提供するため、一体的経営や効率性とのバランスに留意しつつ、区の権限強化や区政に対する住民意思の反映方法など、区のあり方について検討し、住民自治・住民参加機能を充実させていくことが重要。

2. 今後の研究の方向性

<中長期的な視点>

- ・ 九州府構想の実現により県が廃止されることを踏まえ、現在県が担っている事務・権限のうち、大都市で担うべき事務・権限、九州府で担うべき事務・権限について整理。
- ・ 基礎自治体間の連携による権限移譲の受け皿づくりにあたって、大都市による水平補完のあり方について整理。

<短期的な視点>

- ・ 各市が抱える行政課題や重点政策、成長戦略等に照らして、優先的・積極的に移譲を受ける必要がある事務・権限やその課題、必要な税財源の移譲について具体的に整理。
- ・ 生活圏や経済圏が一体となった大都市圏域での調整や連携を進めるべき分野について整理。